

## 個人情報関係

# 個人情報保護管理規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本規程は、当組合内の個人情報の取扱いに関する体制・基本ルールを定め、当組合が有する個人情報の紛失、漏えいを防ぎ、情報管理に関する当組合としての社会的責任を果たすことを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 本規程で使用する用語は以下のとおりとする。

#### (1) 個人情報

個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日等の記述により特定の個人を識別できるものをいう。また、他の情報と容易に照合できることにより特定の個人が識別できるものを含む。

#### (2) 全職員

当組合の理事ならびに正職員、常勤・非常勤職員等を含む。

### (対象となる情報)

第3条 本規程の対象となる情報は、当組合が管理するすべての個人情報をいう。顧客、組合員企業から提供された書類、利用者情報、写真、FDの別を問わない。

### (適用の範囲)

第4条 本規程は、当組合の全職員に対して適用する。

## 第2章 個人情報管理体制

### (個人情報管理責任者)

第5条 当組合における個人情報管理責任者は、代表理事とする。

2 個人情報管理責任者は、個人情報管理に関する運営管理、施策の推進に関する責任を負う。

3 個人情報管理責任者は、目的を達成するために必要な事項に関する決定権を有する。

### (理事会の責務)

第6条 当組合は、個人情報管理に関する意思決定は、理事会において行う。

- 2 理事会は個人情報に関する対策、指示、対応等の必要な取組みを行う。

### 第3章 個人情報管理に関する安全措置

#### (個人情報保護の開示)

第7条 理事会は、個人情報に関する組合としての基本方針を定め、これを公開する。

#### (職員の個人情報の取扱い)

第8条 職員は、就業規則・雇用契約書における個人情報管理に関する諸規定と同時に、本規程を遵守しなければならない。

#### (個人情報収集)

第9条 収集する個人情報の利用目的を明文化し、組合内の掲示、ホームページ等による適正な方法を取り、外部へも公表する。

- 2 個人情報の収集は、利用目的の範囲内において行う。
- 3 収集した個人情報の利用目的を変更する場合は、予め理事会の承認を得たうえで、変更後の利用目的を公表する。
- 4 前項の規程にかかわらず、契約書等の書面など本人から直接取得した個人情報は、本人に対し利用目的を明示する。

#### (個人情報の管理)

第10条 当組合で保管する個人情報は、各担当課単位で個人情報管理者が管理する。

- 2 当組合が管理する個人情報は、施錠管理、アクセス権の制限等により必要かつ合理的な安全対策を行う。
- 3 全職員は、自らが所属する個人情報管理者または個人情報管理責任者の許可なく個人情報を外部に持ち出したり、第三者に提供してはならない。
- 4 個人情報を取引先、委託業者へ開示・提供する場合は、事前に個人情報管理責任者の承認を得て、書面による機密保持契約を締結する。

#### (個人情報の利用)

第11条 個人情報の利用は、予め開示した利用目的の範囲内で行い、その範囲を逸脱して利用してはならない。

- 2 個人情報を外部業者にデータ入力等の作業を委託する場合は、委託先の個人情報取扱いが適切であるか確認する。業務委託契約には、目的外での利用禁止、業務終了後の情報の返還、廃棄、機密保持、違反等の損害賠償等の条項を定める。

#### (個人情報の廃棄)

第12条 保管期限を経過した個人情報、または、当初の目的を達成して不要に

なった個人情報速やかに廃棄する。

2 この場合、外部への情報漏えいを防ぐため、印字データは、シュレッダー処理を行ない、又電子データはデータ消去を必ず行わなければならない。

3 外部業者へ廃棄を委託する場合は、この業者が確実に廃棄したことを確認しなくてはならない。

(第三者への情報の提供)

第13条 業務の遂行にあたり、個人情報を第三者に提供する必要がある場合は、本人の同意を得るとともにあらかじめ理事会に報告し、その指示に従い必要な対応を行う。

(教 育)

第14条 個人情報管理者は、定期的に職員を対象とした個人情報管理に関する教育・啓蒙を行う。

(監 査)

第15条 監事は、当組合内における個人情報管理の適切性について適宜監査を行う。

2 監査を行った場合は、理事会にその結果を報告し、必要に応じて改善措置等の指導を行う。

(罰則規定)

第16条 本規程への違反が明らかになった場合は、当組合は就業規則の定めに従い、違反職員に対しては懲戒処分の対象とする。

(改 訂)

第17条 本規程の改訂については、理事会の承認を得ることとする。

(施 行)

第18条 本規程は、平成19年2月1日より施行する。